

津 市 公 報

第 26 号
平成 19 年 1 月 22 日
月 曜 日

目 次

条 例

- ・ 津市榊原財産区議会設置条例
- ・ 津市河内財産区議会設置条例
- ・ 津市波瀬財産区議会設置条例

規 則

- ・ 津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・ 津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

告 示

- ・ 国民健康保険被保険者証の無効
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 国民健康保険被保険者証の無効
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 保管した屋外広告物
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 市道路線の供用開始
- ・ 市道路線の区域変更
- ・ 撤去自転車の保管

公 告

- ・ 平成 18 年 12 月分津市農用地利用集積計画
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留

選管告示

- ・ 検察審査員候補者名簿に登録された者の氏名

津市榑原財産区議会設置条例をここに公布する。

平成19年1月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

津市条例第1号

津市榑原財産区議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第295条の規定に基づき、
榑原財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

(定数)

第2条 財産区の議会の議員の定数は、12人とする。

(任期)

第3条 財産区の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第258条及び第260条の規定を準用する。

(選挙権)

第4条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の選挙権を有する。

(被選挙権)

第5条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の被選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第6条 財産区の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、本市の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中の財産区の議会の議員の選挙権を有する者に関する部分又はその抄本によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久居市榑原財産区議会設置条例の廃止)

2 久居市榑原財産区議会設置条例（昭和30年久居町条例第8号。以下「旧

条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例による議会の議員の職にある者は、この条例による議会の議員の職にある者とみなし、その任期は、平成19年4月18日までとする。

津市河内財産区議会設置条例をここに公布する。

平成 19 年 1 月 10 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

津市条例第 2 号

津市河内財産区議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 295 条の規定に基づき、河内財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

(定数)

第 2 条 財産区の議会の議員の定数は、6 人とする。

(任期)

第 3 条 財産区の議会の議員の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 258 条及び第 260 条の規定を準用する。

(選挙権)

第 4 条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の選挙権を有する。

(被選挙権)

第 5 条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の被選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第 6 条 財産区の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、本市の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中の財産区の議会の議員の選挙権を有する者に関する部分又はその抄本によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芸濃町河内財産区議会設置条例の廃止)

2 芸濃町河内財産区議会設置条例（昭和 32 年芸濃町条例第 2 号。以下「旧

条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際現に旧条例による議会の議員の職にある者は、この条例による議会の議員の職にある者とみなし、その任期は、平成21年3月23日までとする。

津市波瀬財産区議会設置条例をここに公布する。

平成 1 9 年 1 月 1 0 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

津市条例第 3 号

津市波瀬財産区議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 5 条の規定に基づき、波瀬財産区（以下「財産区」という。）に議会を置く。

(定数)

第 2 条 財産区の議会の議員の定数は、1 1 人とする。

(任期)

第 3 条 財産区の議会の議員の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 5 8 条及び第 2 6 0 条の規定を準用する。

(選挙権)

第 4 条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の選挙権を有する。

(被選挙権)

第 5 条 財産区の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員の被選挙権を有するものは、財産区の議会の議員の被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第 6 条 財産区の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、本市の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中の財産区の議会の議員の選挙権を有する者に関する部分又はその抄本によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一志町波瀬財産区議会設置条例の廃止)

2 一志町波瀬財産区議会設置条例（昭和 3 0 年一志町条例第 2 3 号。以下

「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際現に旧条例による議会の議員の職にある者は、この条例による議会の議員の職にある者とみなし、その任期は、平成19年5月13日までとする。

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 10 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 1 号

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第 1 条の 2 条例第 3 条の 5 の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、美里農産物加工センター指定管理者指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 3 条の 5 第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 2 条中「美里農産物加工センター」を「津市美里農産物加工センター」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「あらかじめ市長の承認を得て」を加える。

第 3 条中「市長が」を「指定管理者がセンターの管理上特に」に改める。

第 4 条中「3 日前まで」を「当日まで」に、「第 1 号様式」を「第 2 号様式」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に、「第 2 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条中「第 3 号様式」を「第 4 号様式」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料の」を「利用料金の」に、「美里農産物加工センター使用料減免申請書（第 4 号様式）」を「美里農産物加工センター利用料金減免申請書（第 5 号様式）」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 1 1 条中「使用者等」を「指定管理者又は使用者等」に改める。

第 1 2 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 1 条の 2 関係）

美里農産物加工センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先） 津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

⑩

電 話

津市美里農産物加工センターに係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 津市美里農産物加工センターの管理に係る事業計画書
- (2) 津市美里農産物加工センターの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第6条関係）

美里農産物加工センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市美里農産物加工センター指定管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり津市美里農産物加工センターを 使 用 したいので申請します。
使 用 変 更

使 用 日 時		年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで			
使 用 予 定 人 員		人			
加工区分及び利用料金 （使用する加工区分を○で囲んでください。）				加工数量	利用料金 ※この欄は記入し ないでください。
み そ	加工	1 樽（4 斗樽）につき	3,600円	樽	円
	ミンチ	1 樽（4 斗樽）につき	600円	樽	円
	袋詰め	1 袋（1 kg）につき	10円	袋	円
		1 袋（40g）につき	1円	袋	円
た け の こ	加工	1 缶（1 斗缶）につき	600円	缶	円
		1 缶（半斗缶）につき	400円	缶	円
		1 缶（2 号缶）につき	200円	缶	円
	真空パック	1 袋（200 g）につき	5円	袋	円
ジャム	加工	原料 1 kgにつき	100円	kg	円
	瓶詰め	1 瓶（200g）につき	10円	瓶	円
	袋詰め	1 袋（20g）につき	1円	袋	円
こ ん に や く	加工	1 丁（200g）につき	10円	丁	円

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金 の 合 計	円
許 可 条 件 等	

第3号様式（第5条―第7条関係）

（表）

美里農産物加工センター使用（使用変更）許可書

年 月 日

（氏 名） 様

津市美里農産物加工センター指定管理者 

年 月 日付けで申請のあった津市美里農産物加工センターの使 用 使 用 変 更
について、次のとおり許可します。

使 用 日 時		年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで			
使 用 予 定 人 員		人			
許可する加工区分				加工数量	
み そ	加工	1 樽（4 斗樽）につき	3,600円	樽	
	ミンチ	1 樽（4 斗樽）につき	600円	樽	
	袋詰め	1 袋（1 kg）につき	10円	袋	
		1 袋（40g）につき	1円	袋	
た け の こ	加工	1 缶（1 斗缶）につき	600円	缶	
		1 缶（半斗缶）につき	400円	缶	
		1 缶（2 号缶）につき	200円	缶	
	真空パック	1 袋（200 g）につき	5円	袋	
ジャム	加工	原料 1 kgにつき	100円	kg	
	瓶詰め	1 瓶（200g）につき	10円	瓶	
	袋詰め	1 袋（20g）につき	1円	袋	
こ ん にゃく	加工	1 丁（200g）につき	10円	丁	

許 可 条 件 等	
-----------	--

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 使用後は、清掃を行い、火気、スイッチ等の点検をしてください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第4号様式（第7条関係）

美里農産物加工センター使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市美里農産物加工センター指定管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり津市美里農産物加工センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時		年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで		
取消しに係る加工区分 （取消しを受けようとする加工区分を○で囲んでください。）				加工数量
みそ	加工	1 樽（4 斗樽）につき	3,600円	樽
	ミンチ	1 樽（4 斗樽）につき	600円	樽
	袋詰め	1 袋（1 kg）につき	10円	袋
		1 袋（40g）につき	1円	袋
たけのこ	加工	1 缶（1 斗缶）につき	600円	缶
		1 缶（半斗缶）につき	400円	缶
		1 缶（2 号缶）につき	200円	缶
	真空パック	1 袋（200 g）につき	5円	袋
ジャム	加工	原料 1 kgにつき	100円	kg
	瓶詰め	1 瓶（200g）につき	10円	瓶
	袋詰め	1 袋（20g）につき	1円	袋
こんにゃく	加工	1 丁（200g）につき	10円	丁
使用許可年月日 及び許可番号				
取消しを受けようとする理由				

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第9条関係）

美里農産物加工センター利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）津市美里農産物加工センター指定管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり津市美里農産物加工センターの利用料金の減額を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで			
加工区分 （使用する加工区分を○で囲んでください。）				加工数量
みそ	加工	1 樽（4 斗樽）につき	3,600円	樽
	ミンチ	1 樽（4 斗樽）につき	600円	樽
	袋詰め	1 袋（1 kg）につき	10円	袋
		1 袋（40g）につき	1円	袋
たけのこ	加工	1 缶（1 斗缶）につき	600円	缶
		1 缶（半斗缶）につき	400円	缶
		1 缶（2 号缶）につき	200円	缶
	真空パック	1 袋（200 g）につき	5円	袋
ジャム	加工	原料 1 kgにつき	100円	kg
	瓶詰め	1 瓶（200g）につき	10円	瓶
	袋詰め	1 袋（20g）につき	1円	袋
こんにゃく	加工	1 丁（200g）につき	10円	丁
減 免 申 請 の 理 由				

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差引利用料金	備 考
円	%	円	円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、センターに係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 15 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 2 号

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則
(津市契約規則の一部改正)

第 1 条 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 3 項中「3.6 パーセント」を「3.4 パーセント」に改める。

第 49 条の見出しを「（談合その他不正行為に対する措置）」に改め、同条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 公正取引委員会が契約の相手方に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は課徴金の納付命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が契約の相手方に違反行為があったとして独占禁止法第 66 条第 4 項に規定する審決を行い、当該審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が契約の相手方に違反行為があったとして行った前号に規定する審決に対し、当該契約の相手方が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (4) 契約の相手方（契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（同法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(津市建設工事執行規則の一部改正)

第 2 条 津市建設工事執行規則（平成 18 年津市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 2 項及び第 51 条第 3 項中「3.6 パーセント」を「3.4 パーセント」に改める。

第 5 2 条の見出しを「（談合その他不正行為に対する措置）」に改め、同条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 公正取引委員会が請負人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 4 9 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 5 0 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は課徴金の納付命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が請負人に違反行為があったとして独占禁止法第 6 6 条第 4 項に規定する審決を行い、当該審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が請負人に違反行為があったとして行った前号に規定する審決に対し、当該請負人が独占禁止法第 7 7 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (4) 請負人（請負人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第 8 9 条第 1 項、第 9 0 条若しくは第 9 5 条（同法第 8 9 条第 1 項又は第 9 0 条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 3 若しくは第 1 9 8 条の規定による刑が確定したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（津市契約規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の津市契約規則第 3 4 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（津市建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の津市建設工事執行規則第 4 6 条第 2 項及び第 5 1 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

津市告示第 1 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 1 月 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 1 0 6 0 0 1	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日
0 3 4 9 8 1 1	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日
0 4 3 1 6 9 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 1 日
1 2 8 0 3 9 1	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日
2 1 0 4 6 7 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

津市告示第 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 10 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 10 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 11 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、久居駅（放置禁止区域）アスト公共自転車等
駐車場及びフェニックス通公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 11 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第5号

下記の者の平成18年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

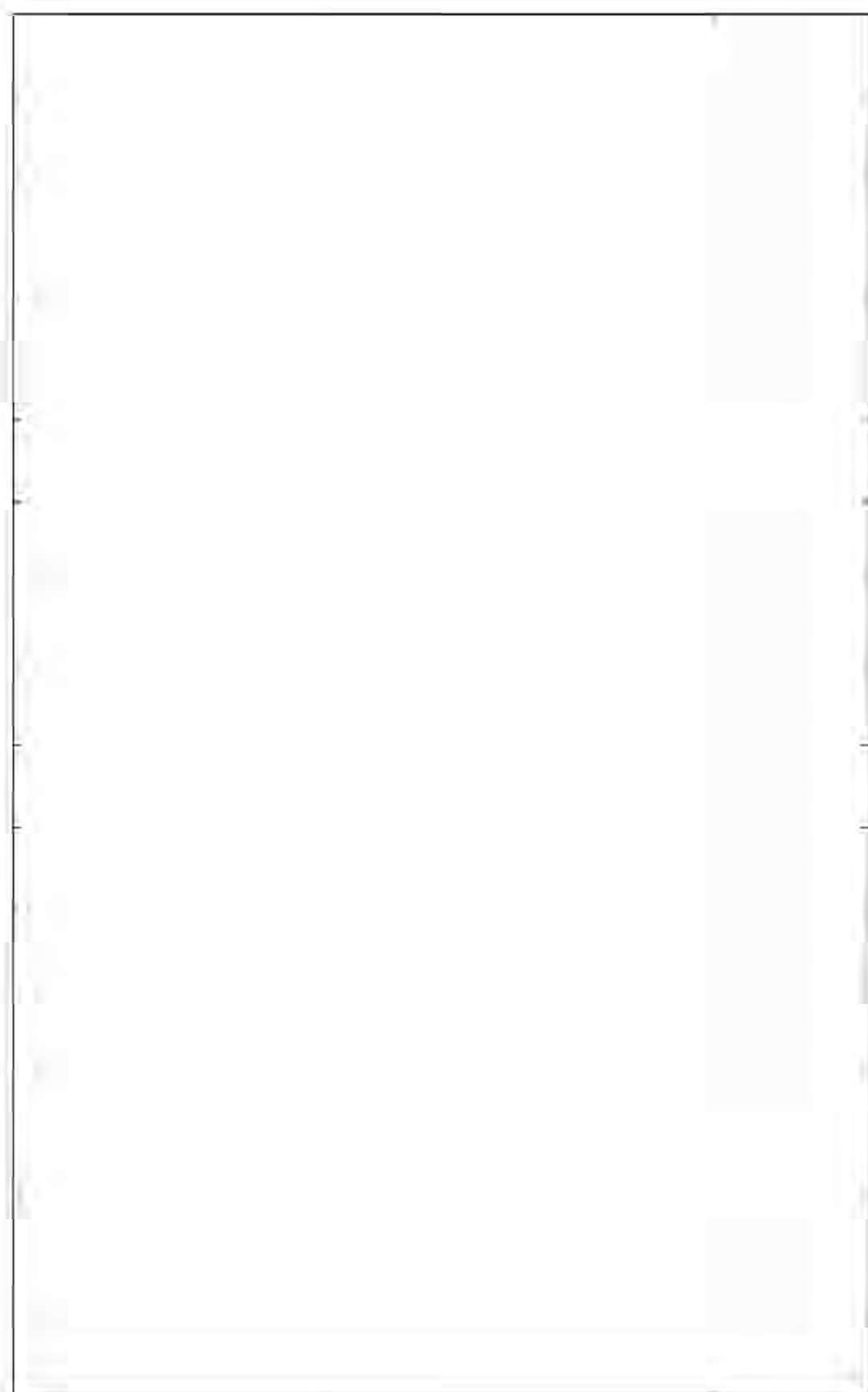
なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の中出があればいつでも交付する。

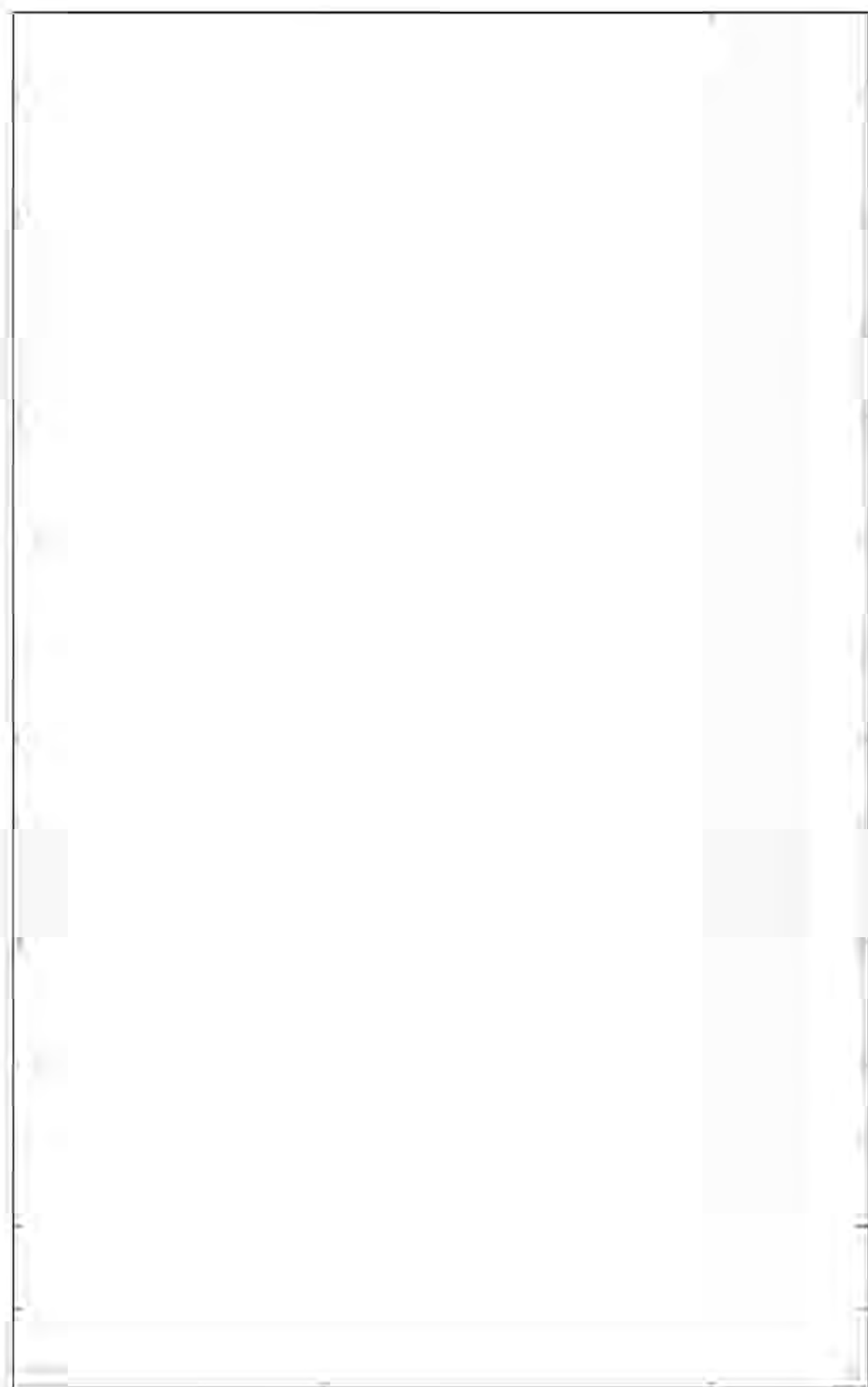
平成19年1月12日

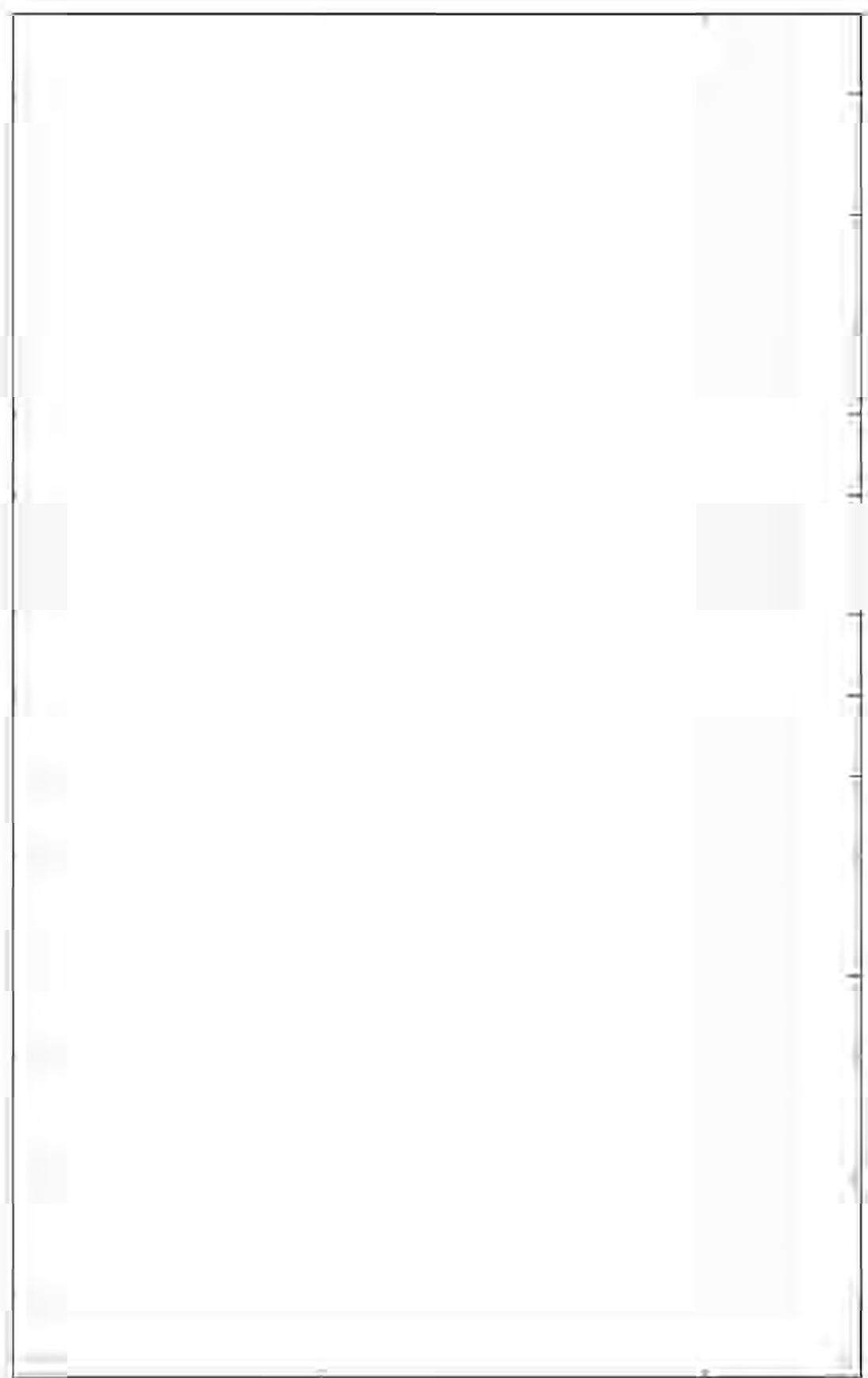
津市長 松田直久

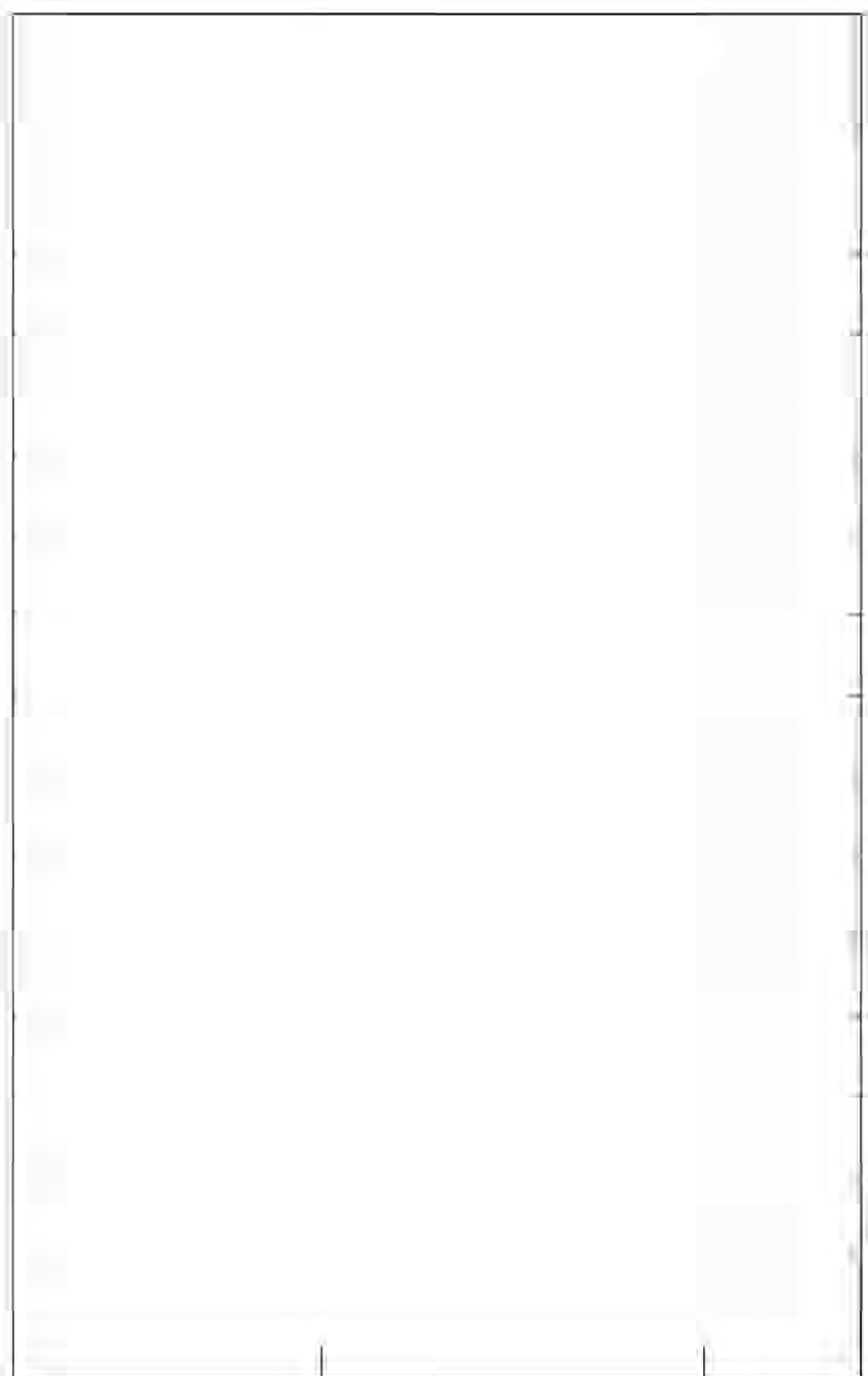
三

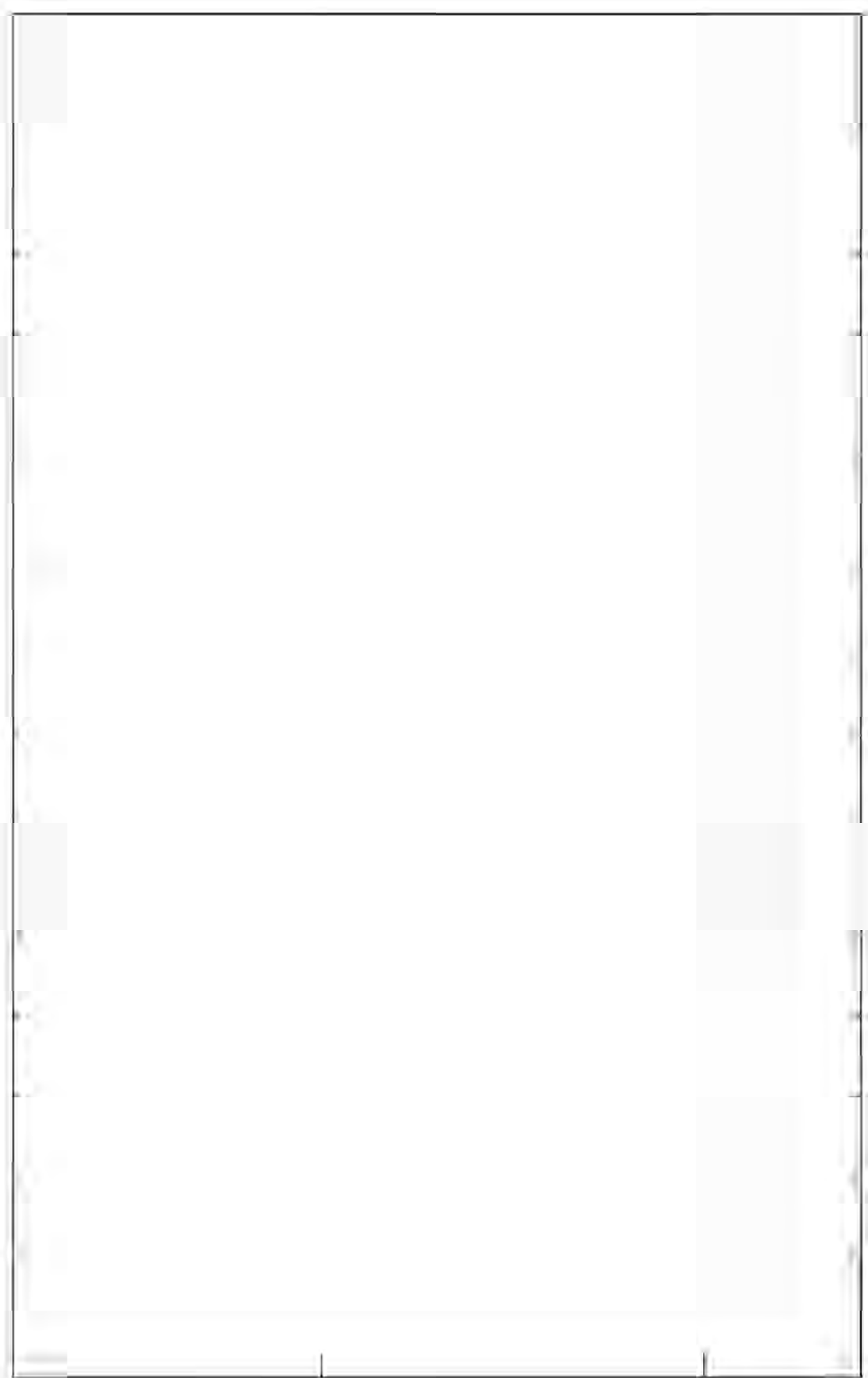
送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

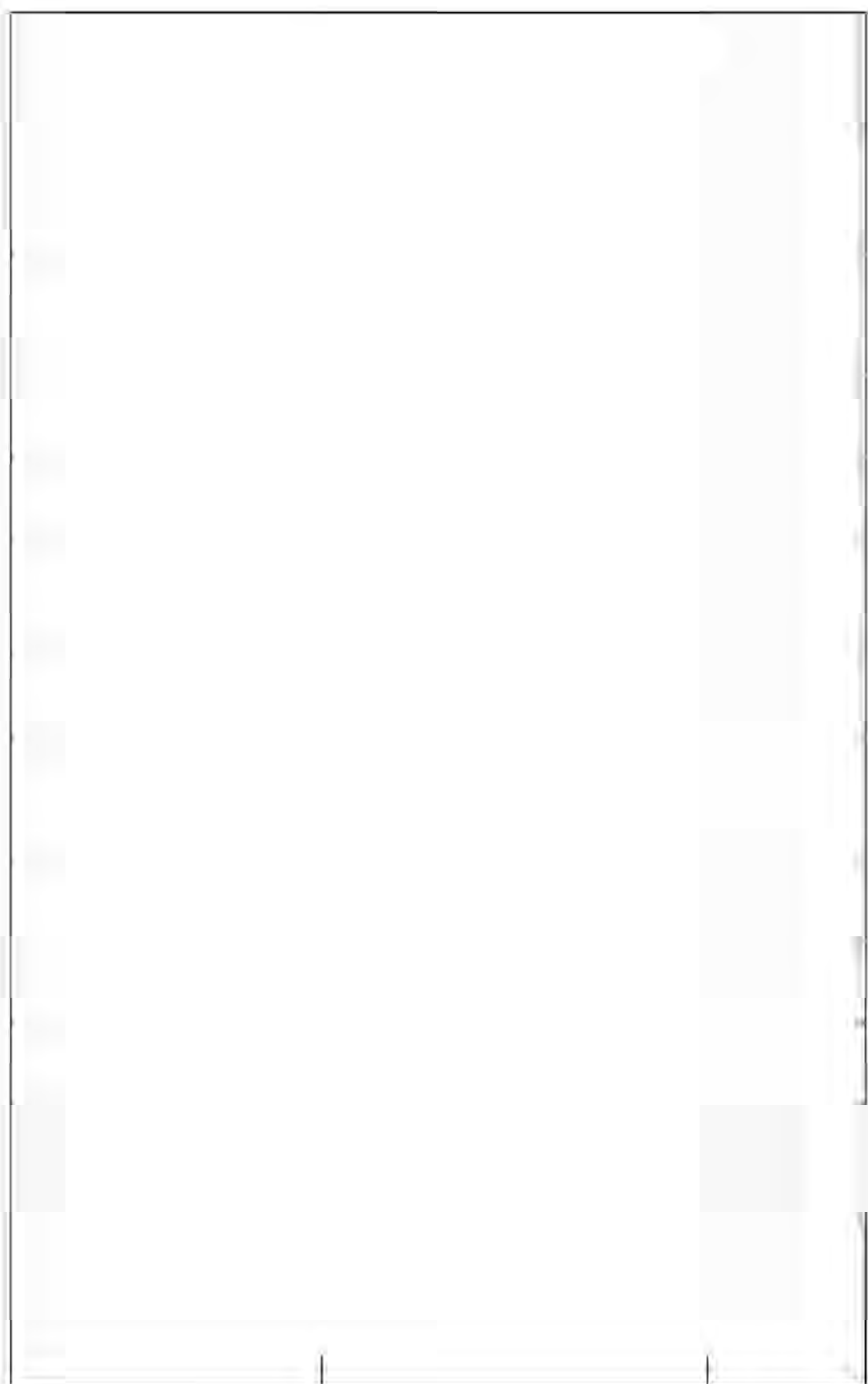


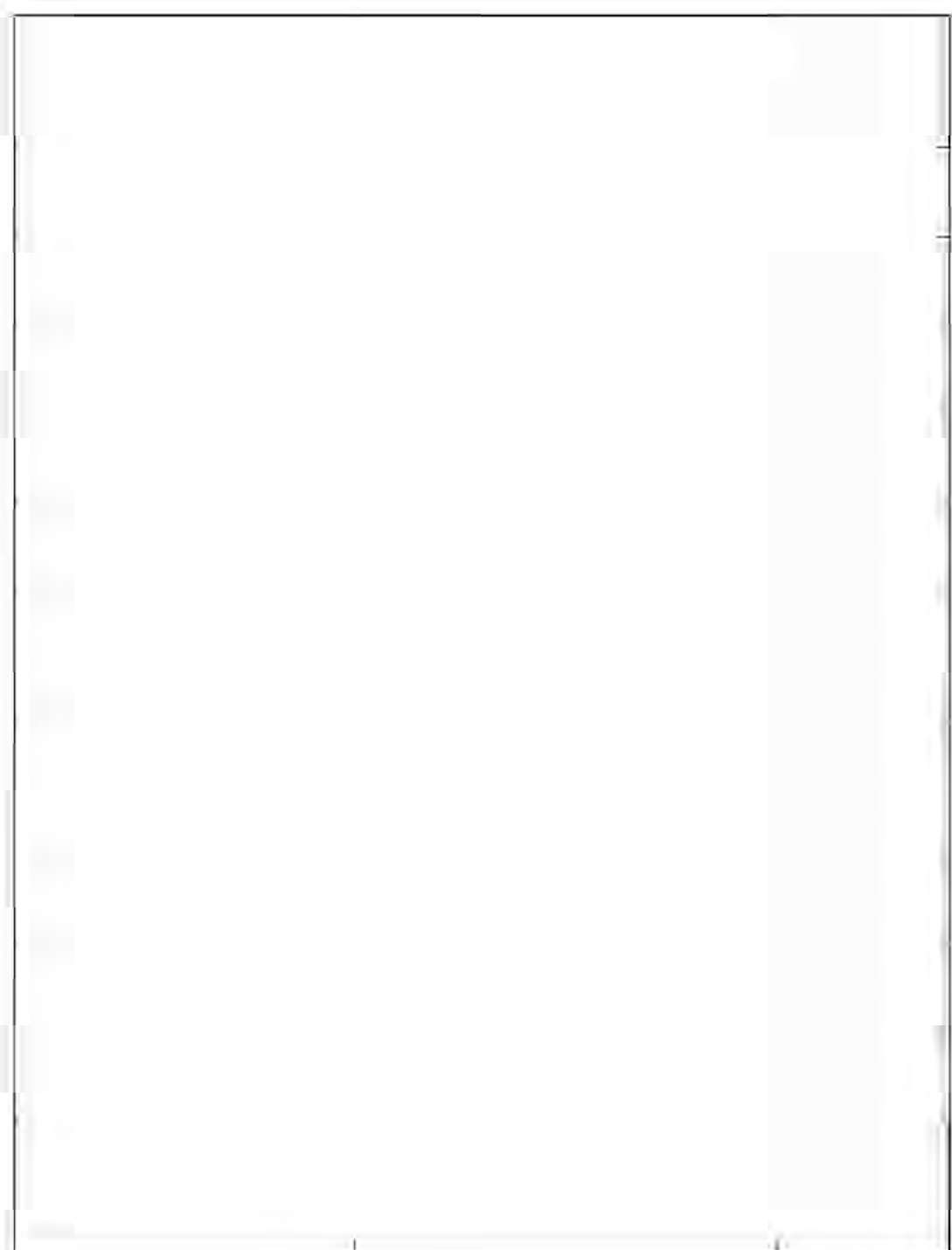












津市告示第 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 12 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 1 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 2 0 1 7 2 3	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日
0 3 7 4 7 7 7	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 1 月 9 日
0 3 9 0 7 5 7	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 8 日
0 8 0 1 1 5 8	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日
0 8 4 2 0 7 0	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 1 月 1 0 日

津市告示第 8 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 1 月 15 日

津市長 松 田 直 久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 15 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 10 号

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年条例第 45 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
はり札等 92 枚
立看板等 9 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
国道 23 号・県道上浜高茶屋久居線・その他主要幹線道路
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日
平成 18 年 12 月 6 日から 15 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1185 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第 1 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 1 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1397	新町50号線	津市久居新町713番1から	平成 19 年 1 月 17 日
		津市久居寺町1225番まで	
1581	風早3号線	津市久居明神町字風早2722番から	平成 19 年 1 月 17 日
		津市久居明神町字風早2729番まで	
5199	泉ヶ丘団地第1号線	津市殿村字鍛冶屋垣内385番13から	平成 19 年 2 月 2 日
		津市野田字大ヶ瀬1375番4まで	

津市告示第 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1581 風早 3 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市久居明神町字風早 2722 番から 津市久居明神町字風早 2729 番まで	旧	4.0～6.0	204.4
津市久居明神町字風早 2722 番から 津市久居明神町字風早 2729 番まで	新	4.0～6.0	204.4

2 路線名 1397 新町 5 0 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市久居新町 713 番 1 から 津市久居寺町 1225 番まで	旧	2.5～8.1	227.9
津市久居新町 713 番 1 から 津市久居寺町 1225 番まで	新	2.6～8.1	227.9

3 路線名 5199 泉ヶ丘団地第 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市殿村字鍛冶屋垣内 385 番 13 から 津市野田字大ヶ瀬 1375 番 4 まで	旧	10.8～32.0	216.1
津市殿村字鍛冶屋垣内 385 番 13 から 津市野田字大ヶ瀬 1375 番 4 まで	新	10.4～36.0	216.1

津市告示第 14 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 17 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅南第二公共自転車等駐車場及び津新町駅北
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 17 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市公告第 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 1 月 10 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 19 年 1 月 9 日
- 2 抑留期間 平成 19 年 1 月 12 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	南が丘	ビーグル 系	白黒茶	メス	中	不明	青色の首輪
2	美杉町 太郎生	雑種	白	オス	中	不明	青色の首輪

- 3 公示期間 平成 19 年 1 月 10 日から平成 19 年 1 月 12 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第3号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年1月11日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 1月10日

2 抑留期間 平成19年 1月15日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	雲出伊倉津 町	雑種	うす茶	メス	中	不明	ハート柄の 首輪

3 公示期間 平成19年1月11日から平成19年1月15日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成19年1月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字東高砂1731-1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方901-6
有限会社 鈴建コンサルタント
代表取締役 鈴木 直樹

津市公告第 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 1 月 12 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 1 月 11 日

2 抑留期間 平成 19 年 1 月 16 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大里窪田町	柴犬	茶	メス	中	不明	黒茶の首輪

3 公示期間 平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 1 月 16 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第6号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年1月15日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 1月12日

2 抑留期間 平成19年 1月17日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大里小野田 町	雑種	茶色	メス	中	不明	
2	大里小野田 町	雑種	茶色	オス	中	不明	

3 公示期間 平成19年1月15日から平成19年1月17日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第7号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年1月17日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 1月16日

2 抑留期間 平成19年 1月19日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	木造町	ビーグル	黒白茶	メス	中	不明	赤色の首輪

3 公示期間 平成19年1月17日から平成19年1月19日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市選挙管理委員会告示第 1 号

平成 19 年度検察審査員候補者名簿に次の者を登載したので、検察審査会法
(昭和 23 年法律第 147 号) 第 11 条の規定のより告示する。

平成 19 年 1 月 15 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

別紙のとおり

第 1 群	第 2 群	第 3 群	第 4 群
池田 正治	山本 早苗	富永 あや子	澤山 晴男
井上 富夫	宮本 邦博	奥山 正博	柏木 正史
槇田 隆夫	山本 雄紀	グットマン 佳子	平松 正幸
宮本 和男	濱嶋 一彦	黒田 ゆみ子	山本 豊子
赤塚 みどり	後藤 日出	竹内 純子	塩津 晋
中司 智之	嶋田 保男	山下 稔枝	田内 百合子
小林 茂子	戸嶋 俊之	山吉 忠司	大桑 淳
吉田 直人	井ノ本 光一	扇本 正孝	落合 京子
中川 榮吉	長野 貴志	山下 千絵美	川口 市郎
矢形 恵子	中里 優希	辻 さおり	吉田 和代
溝口 恵美子	山口 英利子	裏田 陽子	中西 朋子
世古 久子	木平 啓子	箕浦 浦子	光岡 智子
笠井 洋子	水井 雅人	向出 勝博	油田 敏和
脇 覺	栗木 友子	藤田 広	山田 ミサ子
池端 隆生	磯山 隆三郎	北 このみ	牧戸 眞佐子
谷口 美智子	中川 佐和子	石住 文子	國方 かおる
倉田 征子	松本 好市	川崎 眞耶	神田 順子
野田 俊次	高橋 初子	井上 美津子	伊藤 嘉幸
高岸 賢治	中川 衛	馬淵 文子	隅野 友季雄
深田 博	松本 結香	落合 正美	佐脇 勝
小田 淳子	阪 和子	前田 利明	草野 久美子
植木 不二子	松田 愛子	佐藤 芳一	瀬古 紀子
松下 佳史	鈴木 規夫	岡 和生	武田 和人
山路 茂樹	小西 宣子	日下 隆志	橋倉 理恵
志賀 一也	前川 文子	前田 淳子	櫻井 克己
下田 忠孝	中林 暁郎	服部 寛子	小林 豊子
河戸 明子	市川 昌道	鈴木 治男	岡田 節子
北角 克己	勝谷 伊三郎	酒井 絹子	村田 麻衣子
小林 竜司	田中 敦祥	堀内 英嗣	中山 克己
國枝 勝幸	平田 治美	岸江 隆史	川島 優子
谷田 よしえ	竹内 利幸	小瀬古 幸美	小林 加寿
飯田 修	倉田 和子	岸江 るりみ	西川 芳男
大市 貴洋	飯田 シゲ子	長谷川 博行	田邊 裕
白井 恵美子	長谷川 和子	天花寺 とみ子	松田 直美
美馬 貴美代	藤田 利恵子	柳生 貴志夫	松田 純子
前川 素規	前川 ミツ	小竹 里奈	九里 邦雄
岩脇 雅子	西 俊彦	小野 国政	山添 道子
西川 幸子	三村 清美		